



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年8月20日金曜日 第2194号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則.....	601
告 示	
医師の指定.....	601
付保義務の発生.....	602
付保義務の消滅.....	602
基本測量の実施の通知.....	602
公共測量の終了の通知.....	602
道路の区域変更（県道新居浜停車場線）.....	602
道路の供用開始（県道新居浜停車場線）.....	602
道路の区域変更（県道国領高木線）.....	603
道路の供用開始（ " ）.....	603

道路の供用開始（県道国領高木線）.....	603
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	603
土地改良区連合の定款変更の認可.....	604
道路の供用開始（県道伊予川内線）.....	604
開発行為に関する工事の完了.....	604
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	604
道路の供用開始（一般国道379号）.....	604

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示.....	605
------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の届出事項の異動の届出.....	605
政治団体の解散の届出.....	605

規 則

○愛媛県規則第35号

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則

愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>省略</p> <p>省略</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>省略</p> <p>経済労働部観光国際局国際交流課</p> <p>省略</p> </div>

附 則

この規則は、平成22年8月23日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第935号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成22年8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・呼吸器機能障害	外科	愛媛労災病院	八木隆治	新居浜市南小松原町13番27号	平成22年8月1日
心臓機能障害	外科	社会医療法人真泉会第一病院	脇坂佳成	今治市宮下町1丁目1番21号	平成22年8月1日
肝臓機能障害	消化器科	愛媛県立新居浜病院	野中卓	新居浜市本郷3丁目1番1号	平成22年8月1日

肝 臓 機 能 障 害	消 化 器 科	愛媛県立新居浜病院	芝 田 直 純	新居浜市本郷3丁目1番1号	平成 22年 8月1日
肝 臓 機 能 障 害	消 化 器 科	愛媛県立新居浜病院	南 尚 佳	新居浜市本郷3丁目1番1号	平成 22年 8月1日
視 覚 障 害	眼 科	愛媛県立南宇和病院	浪 口 孝 治	南宇和郡愛南町城辺甲2433 - 1	平成 22年 8月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	鳥 巢 真 幹	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地 1	平成 22年 8月1日
じん臓機能障害	腎臓内科	住友別子病院	蒲 生 直 幸	新居浜市王子町3番1号	平成 22年 8月1日

○愛媛県告示第936号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第937号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成18年 8月愛媛県告示第1228号）による保険に付すべき義務は、平成22年 8月19日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第938号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年 9月22日から
平成23年 2月28日まで
- 3 作業地域 新居浜市

○愛媛県告示第939号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、街区・画地出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成22年 3月19日から
平成22年 7月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市庄内町四丁目、庄内町五丁目、庄内町六丁目、坂井町一丁目、坂井町二丁目

○愛媛県告示第940号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	新居浜停車場線	新居浜市坂井町二丁目甲3578番13から	旧	メートル 20.0	キロメートル 0.012	
		同町二丁目甲3578番7まで	新	20.0～22.1	0.012	

○愛媛県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜停車場線	新居浜市坂井町二丁目甲3581番 9 から 同町二丁目甲3596番 6 まで	平成22年 8 月20日

○愛媛県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町二丁目甲3517番 1 から 同町二丁目甲3516番 1 まで	旧	メートル 16.0	キロメートル 0.018	
			新	16.0～19.0	0.018	

○愛媛県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町二丁目甲3517番 1 から 同町二丁目甲3516番 1 まで	平成22年 8 月20日

○愛媛県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町二丁目甲3582番 3 から 同町一丁目甲 7 番 4 まで	平成22年 8 月20日

○愛媛県告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市庄内町六丁目335番 3 から 同町二丁目甲3280番 1 まで	平成22年 8 月20日

○愛媛県告示第946号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、道前道後土地改良区連合の定款の変

更を認可した。

平成22年 8 月20日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予川内線	伊予郡砥部町高尾田565番2	平成22年 8 月20日
"	"	伊予郡砥部町高尾田561番2	"

○愛媛県告示第948号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 8 月20日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第24号 平成22年 8 月11日	伊予郡砥部町高尾田1303番2、1307番2、1307番4、1307番5、1307番15及び1308番	松山市今在家一丁目1番34号 岡 花 良 一

○愛媛県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町前組1772番	旧	メートル 4.4~7.2	キロメートル 0.086	
			新	6.0~21.8	0.083	
"	"	上浮穴郡久万高原町前組1579番から 同町前組1578番まで	旧	3.0~6.2	0.038	
			新	5.0~12.0	0.037	

○愛媛県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東2583番4から 同町大瀬東2585番まで	平成22年8月20日

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年8月20日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次

同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

包括外部監査人眞鍋清の監査の事務を補助する者		監査の事務を補助できる期間
氏名	住所	
石崎泰史	愛媛県松山市柳井町2丁目7番地16 グリーンハイツ柳井町602号	平成22年8月20日から平成23年3月31日まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成22年8月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党双海支部	主たる事務所の所在地	伊予市双海町高岸甲1576	伊予市双海町上瀬甲5448 1	平成22年7月2日	政党の支部
	代表者	西岡孝知	上田稔		
自由民主党久万支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町入野517	上浮穴郡久万高原町上野尻甲575-1	平成22年7月2日	政党の支部
	代表者	田村友信	滝野志		
	会計責任者	小川光雄	田村友信		
自由民主党柳谷支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町柳井川1880	上浮穴郡久万高原町中津6029	平成22年7月2日	政党の支部
	代表者	山下清則	松本正男		
自由民主党三間支部	主たる事務所の所在地	宇和島市三間町金銅363	宇和島市三間町則1570	平成22年7月5日	政党の支部
	代表者	安岡義一	三好貞夫		
	会計責任者	畠山康彦	安岡義一		
愛媛県農政同志会	代表者	林正照	石川迪士	平成22年7月6日	
山田としお愛媛県後援会	代表者	林正照	石川迪士	平成22年7月6日	
自由民主党愛媛県農政同志会支部	代表者	林正照	石川迪士	平成22年7月6日	政党の支部
民主党愛媛県参議院選挙区第2総支部	主たる事務所の所在地	松山市天山三丁目14-27	今治市山方町一丁目1398 3	平成22年7月9日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年8月20日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
梶原時義後援会	大東 功	平成21年12月31日
梶原ときよしを推薦する会	大東 功	平成22年 5月31日